



分析結果証明書

株式会社
MASS

品質保証部

■ 表中の用語の見方

残留基準値	食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日告示第370号)において告示されている基準値(平成17年11月29日現在)。
参考基準国	「基準値」設定に採用された参考基準の種類別。「現行」は平成17年厚生労働省告示499号が公布される以前に設定されていた残留基準、「暫定」は過去に定められた暫定基準、「添加物」は食品添加物の使用基準、「登録」は登録保留基準、「薬事」は薬事法に基づく検出若しくは定量限界値、「飼安」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく検出若しくは定量限界値、「作残」は提出された作物残留試験成績に基づく値、「Codex」はコーデックス基準、「海外」は諸外国基準を採用したこと。また、「独立」は新しく食品分類を独立させた項目、「その他」は上記以外を参考にして定められた残留基準であることを示す。
登録保留基準	農薬取締法で定めている登録保留基準(平成17年6月現在)
薬事法	動物用医薬品の承認時の検出若しくは定量限界値(平成17年6月現在)
飼安法	飼料添加物の指定時の検出若しくは定量限界値(平成17年6月現在)
Codex	コーデックス基準(平成17年6月現在)
米国	米国における残留基準(平成17年6月現在)
豪州	豪州における残留基準(平成17年6月現在)
加国	カナダにおける残留基準(平成17年6月現在)
EU	欧州連合における残留基準(平成17年6月現在)
NZ	ニュージーランドにおける残留基準(平成17年6月現在)
類型	暫定基準設定の類型
N.D.	不検出

基準値が空欄の食品については、一律基準0.01ppmが適用されます。
 表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合があります。
 表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は暫定基準値等(最終案)公表(平成17年6月)に示されているものです。

【 類 型 】

- 1-1 コーデックス基準と登録保留基準があり、コーデックス基準を採用したもの
- 1-2 コーデックス基準と登録保留基準があり、登録保留基準を採用したもの
- 1-3 コーデックス基準と登録保留基準があり、作物残留試験に基づく基準を設定したもの
- 2 コーデックス基準を採用したもの
- 3-1 登録保留基準と外国基準があり、登録保留基準を採用したもの
- 3-2 登録保留基準と外国基準があり、外国基準を採用したもの
- 4 登録保留基準を採用したもの
- 5 外国基準を採用したもの
- 6-1 食品分類ごとの残留基準の整合性に配慮したもの
- 6-2 代謝物等、関連物質間の残留基準の整合性に配慮したもの
- 6-3 同一動物の当該組織又は臓器以外の基準設定組織又は臓器の残留基準を参考としたもの
- 6-4 一律基準案(0.01ppm)までの分析が困難と考えられたため、分析法の定量限界に相当すると考えられる値をもって基準を設定したもの
- 6-5 一律基準案(0.01ppm)未満の残留基準が一部の農作物等に設定されているため、既に設定されている残留基準の中で最小の値をもって暫定基準を設定したもの
- 6-6 その他(試験成績等に基づくもの、6-3の適用にあたり残留が想定される組織又は臓器に配慮したもの等)